

**令和7年度宮城オルレ新規コースオープニングに係る  
イベント企画・運営業務 仕様書**

**1 業務名**

令和7年度宮城オルレ新規コースオープニングに係るイベント企画・運営業務

**2 業務目的**

宮城オルレ新規コース「蔵王・遠刈田温泉コース」及び「多賀城コース」の開設を記念するオープニングイベントを開催することにより、宮城オルレの国内外に向けた認知度向上と利用促進を図るとともに、イベントを通じて賑わいを創出し、交流人口の拡大と更なる地域活性化につなげることを目的とする。

なお、本イベントについては、アジア・トレイルズ・カンファレンス※2025 in 宮城（以下「ATC2025」という。）と一体的に開催するもの。

※アジア・トレイルズ・カンファレンス：台湾や韓国などのアジア各国・地域が加盟しているアジア・トレイルズ・ネットワーク（以下「ATN」という。）を中心に開催されるイベント。ATC2025の開催により、国内をはじめ、韓国、台湾、モンゴル及びネパールなどのATN会員国・地域や、ワールド・トレイルズ・ネットワーク（以下「WTN」という。）の会員であるカナダ、アメリカ、オーストラリア及びイギリス等の海外トレイルファンに対し、宮城オルレの認知度向上を図ることを目的とする。

**3 ATC2025概要**

| 日程        |       | 実施概要                                                              |
|-----------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 11月13日（木） |       | 関係者来県、前泊                                                          |
| 11月14日（金） | 午前/午後 | シンポジウム、昼食（軽食を含む。）                                                 |
|           | 夜     | 歓迎夕食会（蔵王・遠刈田温泉コースオープニング前夜祭を兼ねる予定）                                 |
| 11月15日（土） | 午前/午後 | 【蔵王・遠刈田温泉コース】<br>・宮城オルレ新規コースオープニングセレモニー<br>・新規コースオープンに伴う賑わい創出イベント |
| 11月16日（日） | 午前/午後 | 【多賀城コース】<br>・宮城オルレ新規コースオープニングセレモニー<br>・新規コースオープンに伴う賑わい創出イベント      |
|           | 夜     | ・送別夕食会（多賀城コースオープニング後夜祭を兼ねる予定）                                     |
| 11月17日（月） |       | ・ATN委員会及びATN総会/エキスカッション                                           |

※ 本業務に含むのは太枠内のみで、それ以外は別業務で実施する。

#### 4 業務内容

本業務では、以下の2つの業務を実施する。

##### (1) オープニングセレモニーの企画・運営

新規コースの開設を記念し、関係者や招請者を迎えたオープニングセレモニーを実施する。実施に当たっては、華やかな演出により賑わいとするとともに、参加者の記憶に残るセレモニーとする。

###### ① 実施日程・会場

- ・蔵王・遠刈田温泉コース

令和7年11月15日（土） 10:00～10:30

会場：蔵王町立サン・スポーツランド蔵王（予定）

- ・多賀城コース

令和7年11月16日（日） 10:00～10:30

会場：JR仙石線多賀城駅前広場（予定）

###### ② セレモニー出席予定者（両日とも380名程度）

- ・県及び市町村関係者：80名
- ・ATN及びWTN役員招請者/宮城オルレ関係招請者：50名
- ・ATN及びWTN会員（招請者除く）：200名
- ・関係者等：50名

###### ③ 業務内容

- ・オープニングセレモニーの企画及び実施に向けた準備（実施計画書及び運営マニュアルの作成）
- ・オープニングセレモニーの実施及び運営（司会進行、韓日通訳、ウェルカムパフォーマンス、リボンほどき（韓国版テープカット）、記念撮影等）
- ・会場設営及び撤去（仮設ステージ、テント（運営・来賓・受付）、装飾、音響設備、電源、看板、案内サイン、仮設トイレ、テーブル、椅子等の手配）
- ・会場内の参加者の誘導及び案内（案内板の設置）
- ・会場内の警備、安全管理の確保（警備員手配、緊急時等対応計画の策定）

##### (2) 賑わい創出のためのイベント企画・運営

オープニングセレモニーと併せて、オープニングセレモニー参加者や地域住民、国内外からの観光客が楽しめる地域の特色を盛り込んだイベントを開催し、コース設置自治体及び周辺地域の賑わい創出を図る。

###### ① 実施日程・会場

- ・蔵王・遠刈田温泉コース

令和7年11月15日（土） 10:00～15:00（予定）

会場：蔵王町観光案内所周辺（予定）

- ・多賀城コース

令和7年11月16日（日） 10:00～15:00（予定）

会場：多賀城跡駐車場周辺（予定）

## ② イベント参加予定者（両日とも1,380名程度）

- ・オープニングセレモニー参加者：380名
- ・一般参加者：1,000名

## ③ 業務内容

- ・宮城オルレ新規コースオープニングイベントの企画及び実施に向けた準備業務（実施計画書及び運営マニュアルの作成）
- ・宮城オルレ新規コースオープニングイベントの実施及び運営
- ・会場設営及び撤去（テント（出店者・飲食・運営）、装飾、音響設備、電源、看板、案内サイン、仮設トイレ、給水・洗い場、テーブル、椅子等の手配）
- ・会場内の来場者の誘導及び案内（案内板の設置）
- ・ゴミ処理及び環境美化対策（ゴミ箱設置、分別ルールの徹底）
- ・会場内の警備、安全管理の確保（警備員手配、緊急時等対応計画の策定）

## 5 業務実施期間

契約締結日 ～ 令和7年12月19日（金）

## 6 留意事項

- ・業務の企画に当たっては、本県における宮城オルレを活用した地域振興の趣旨を十分に理解した上で、地域の特色を盛り込み、参加者に各コースの魅力を存分に感じていただくとともに、一般参加者の集客を最大限高めるための工夫を凝らした提案内容とすること。
- ・本業務の実施に当たっては、「ATC2025 in 宮城」企画・運営業務受注者と十分に連携し、円滑な業務執行とすること。また、発注者をはじめ、コース設置主体である蔵王町、多賀城市及び社団法人済州オルレと十分な調整を行うこととし、必要に応じて打合せや現場確認を実施すること。

## 7 業務成果物

### （1）提出する成果物

本業務の完了後、以下の成果物を紙及び電磁媒体で1部ずつ提出すること。

- ・業務完了報告書（指定様式）
- ・実績報告書（任意様式）

(2) 提出場所

宮城県 経済商工観光部 観光戦略課 海外誘客推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎 14 階

(3) 提出期限

令和7年12月19日（金）正午

8 その他

- (1) 本業務の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打合せを行うなど、発注者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的、効率的な遂行を心掛けること。
- (3) 本業務の詳細については発注者と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告するとともに、事業完了後は速やかに業務完了報告書を作成・提出すること。
- (4) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- (5) 本業務で作成した、制作物・成果物等の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、制作物・成果物等の引渡しを以て全て発注者に帰属すること。

なお、受注者は、発注者が認めた場合を除き、制作物・成果物等に係る著作人格権を行使できないものとする。

- (6) 制作物・成果物等については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (7) モデル等を使用する場合、対象者とモデルリリースを取り交わし、発注者が制作物・成果物等及び映像素材について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (8) 建造物やアート作品が写っている映像について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者及び県が制作物・成果物等について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。
- (9) 許諾関係及びプロパティリリース、権利関係の一覧表を作成し、発注者へ提出すること。一覧には調整先の担当者名や連絡先等を記載すること。
- (10) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けたときには、受注者の責任（解

決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

- (11) 制作物・成果物等については、関係機関への提供など、無期限に二次的利用が可能なように対応すること。
- (12) オープニングセレモニー及びオープニングイベントはオルレのマナーを十分に理解し、環境に配慮した内容とすること。
- (13) この仕様書に記載のない事項で、疑義が生じた場合には、双方協議の上、定めるものとする